米国の障害児教育問題 ----連邦最高裁判例の分析-----

山田 欣徳* 草薙 進郎**

現在までに収集した障害児教育関係判例444例のうち,紛争解決の最終的な決定権を有する連邦最高裁判所への上訴が是認された12例――Meek, Wolman, Kruse, J.L., Institutionalized Juveniles, Halderman, Rowley, Grace, Tatro, Smith, Honig, Burlington――について,摘要を紹介し,問題別――国教条項,ハビリテーション権,連邦司法権の制限,手話通訳,排尿保障,弁護士費用,親の学校選択権――に分析することにより、米国の障害児教育問題の一端を明らかにした。連邦最高裁の障害児教育問題への関与は、緒に就いたばかりであり、無償・適切な公教育を享受する権利を堅持し、擁護するか否かが問われており、今後の進展が期待される。なお、上訴否認判例14例についても略述した。

キーワード:米国 障害児教育 連邦最高裁 判例

I 緒 言

米国の障害児教育は、障害者の非差別を宣言したリハビリテーション法第504条(Section 504 of the Rehabilitation Act of 1973¹¹)と、無償・適切な公教育を保障した全障害児教育法(Education for All Handicapped Children Act of 1975²¹)に依拠し、3歳から21歳までの全障害児を対象に、未就学児・最重度児に優先権を与え、適正な判定・措置を行い、可能な限り健常児と共に統合教育(integration、mainstreaming)をし、IEP(indivisualized education program 個別教育計画)の作成と親の同意を課し、聴聞(hearing)と訴訟の権利を保障するなどの画期的な改革を推進していることは周知の通りである。

しかし、その背景に障害児と親の切実な教育要求の発露としての法廷闘争が展開していることはあまり知られていない。筆者はすでに就学権³⁾、治療権⁴⁾、措置判定⁶⁾、無償教育⁶⁾などの先駆的な判例や、聴覚障害⁷⁾、言語障害⁶⁾などの障害別判例、あるいは統合教育⁶⁾、寄宿措置¹⁰⁾、学校選択権¹¹⁾、通年プログラム¹²⁾、関連サービス¹³⁾などの今日的課

題¹⁴⁾について明らかにし,さらに全容の解明を志向している。

かかる判例研究の一環として、本稿では、司法の最高機関であり、紛争解決の最終的な決定権を 有する連邦最高裁判所の判例を取り上げ、摘要を 紹介し、分析を試みることにより、米国の障害児 教育問題の一端を明らかにすることを目的とした。

II 判 例

現在までに収集した障害児教育関係判例は、1893年のWatson v. City of Cambridge¹⁵⁾を嚆矢に1969年まで15例、1970年代187例、1980年代242例の計444例である。管轄別の内訳は、州裁判所206例、連邦裁判所233例、双方にまたがるもの5例、そして連邦裁判所が関与した238例のうち、最高裁に上訴されたものは26例で、上訴が是認されたのは12例、否認されたのは14例であった。後者については参考資料として末尾に添付することとし、前者の12例について紹介する。

1 Meek v. Pittenger¹⁶⁾

Pennsylvania州の納税者が、非公立学校に州の 財政援助を行う旨規定した州教育法(1972年7月 制定)を連邦憲法修正第1条国教条項(establishment clause of the First Amendment to the

^{*} 人間学類 (聴講生)

^{**} 心身障害学系

Constitution of the United States) に反するとして,1973年2月に提訴した。ちなみに,1,320の非公立学校のうち,75%以上が宗派学校であった。

1974年2月連邦地裁(三判事制)は、教科書、教材、補助サービス(カウンセリング、テスト、心理学的サービス、言語・聴能療法、障害児教育などを含む)については合憲としたが、宗教教育に容易に転用しうる映写機、録音機器などの教育設備については違憲と判示した。しかし、連邦最高裁は1975年5月に、巨額の援助は宗教活動の直接的かつ実質的促進を招来し、政府が宗教に過度に巻き込まれるという理由で、教科書以外は違憲であるとの裁定を下し、6月に再審理を否認した。

2 Wolman v. Essex¹⁷⁾

Ohio州の納税者が,非公立学校への財政援助を 規定した州教育法 (1971年12月制定) を連邦憲法 修正第1条の国教条項に抵触するとして,1971年 12月に提訴した。ちなみに,1971-72年度には822 校(在籍者数344,420名)の非公立学校のうち,792 校(327,637名) が宗派学校であった。

1976年 6 月連邦地裁(三判事制)は、教科書、宗教に利用しえない教材・教具、診断・保健サービス(言語・聴能診断、医学・看護・歯科・視力検査のサービス、心理学的サービス)、治療・補償サービス(心理学的、言語・聴能、ガイダンス、カウンセリング、補償の各サービスおよび障害児教育)、標準テストと評価サービス、実地見学に関する援助すべてを合憲と判示した。しかし、連邦最高裁は1977年 6 月に教材・教具と実地見学については違憲との裁定を下した。

3 Kruse v. Campbell¹⁸⁾

Virginia州では公立学校教育を受けられない障害児は、部分的な学費援助(75%で、寄宿の場合は5,000ドルまで、非寄宿は1,250ドルまで)を得て、私立プログラムへの就学が保障されていた。しかし、実際には平均10,345ドル(寄宿)、3,513ドル(非寄宿)の費用がかかり、親が負担しえない場合が存した。不就学を回避するために親権が放棄され、フォスター・ケア(foster care.社会的養護)を余儀なくされた障害児が無償教育を要請した。

1977年 3 月連邦地裁(三判事制)は、部分的学 費還付制度は連邦憲法修正第14条平等保護条項 (equal protection clause of the 14th Amendment) に反する、またフォスター・ケアは修正第 9条および第14条で保障されている家庭保全権 (right to family integrety) に抵触すると判示し た。同年10月連邦最高裁は、リハビリテーション 法第504条を考慮するように指示し、原判決を破 棄・差し戻した。

4 J.L. v. Parham¹⁹⁾

J. R. (1962年生) は7つのフォスター・ホームを転々とした後,非社会的・攻撃的な精神遅滞境界線児と診断され,J. L. (1963年生) は母親の再婚・出産の後,多動を理由に,1970年に精神病院に収容された。なお,1974年度にはGeorgia州の8つの精神病院に515名の児童が親または後見人の発意により収容されていた。同意 (voluntary) 入院を規定した州精神衛生法により,不当に自由を剝奪されているとして,1975年10月に提訴した。

1976年2月連邦地裁(三判事制)は,連邦憲法修正第14条適正手続き条項(due process clause)に反すると判示し,できるだけ病院外の制約の少ない環境(フォスター・ホームやグループ・ホームなど)で必要な治療を受けさせるように命じた。1979年6月連邦最高裁は,入院手続きは合理的で合憲であるとの裁定を下し,原判決を破棄・差し戻した。

5 Institutionalized Juveniles v. Secretary of Public Welfare²⁰⁾

州 (Pennsylvania) 精神衛生法に基づいて精神 病院に収容された精神障害児 9 名と精神遅滞児 3 名が,親または後見人による同意入院手続きは不 当であり,違憲であると訴えた。なお,同州では 精神障害児382名と精神遅滞児3,603名が同様に精 神病院に収容されていた。

1978年7月連邦地裁(三判事制)は,聴聞,書面告知,弁護士,聴聞参加,事実認定,反対尋問,証拠・証言提出などの手続きを欠いており,連邦憲法修正第14条の適正手続き条項に反するとして,法の執行を禁ずる判決を下した。1979年6月連邦最高裁は,検査,仮入院,個別治療計画,入院告知,再検査,退院などの手続きを保障しており,合憲であると裁定し,原判決を破棄・差し戻した。

6 Halderman v. Pennhurst State School and Hospital²¹⁾

Terriらは州立精神遅滞施設(収容者数1,230名) の教育・訓練・ケアが非人間的——不必要な身体的拘束, 危険な投薬, 頻繁な傷害などにさらされ,精神的にも肉体的にも劣等な処遇——であるとし

て,1974年5月に提訴した。

連邦地裁は1977年12月に最低限度の適切なハビ リテーションを地域で受けられるようにすべきで あると判示し、1978年3月に処遇の改善、施設の 閉鎖などを命じた。1979年12月連邦控訴裁は、閉 鎖命令など一部を除き原判決を維持した。1981年 4月連邦最高裁は,発達障害援助・権利章典法 (Developmentally Disabled Assistance and Bill of Rights Act²²⁾) に基づくハビリテーション 権は, 実体的 (substantive 強制力があり, 責務 を課す)権利ではないとして破棄・差し戻した (Halderman I)。1982年2月連邦控訴裁は、州 精神衛生法により保障されるべきであるとして再 度一審判決を支持した。これに対し、連邦最高裁 は1984年1月に、連邦司法権の制限を規定した連 邦憲法修正第11条を適用し、連邦裁判所に管轄権 はないという理由で破棄・差し戻した (Halderman II)

7 Rowley v. Board of Education of Hendrick Hudson Central School District²³⁾

聾の両親によりトータル・コミュニケーション (total communication)で育てられ、普通小学校に通う聾児Amyが、手話通訳の保障を要請した。

1980年1月連邦地裁は、全障害児教育法が適切な教育および統合教育を保障しており、したがって手話通訳サービスを与えるべきであると判示した。同年7月連邦控訴裁は、教育の機会均等の観点から原判決を支持した。1982年6月連邦最高裁は6対3で二審判決を破棄した。全障害児教育法は障害児の能力を最大限に高めるということではなく、十分な援助サービスを伴う個別指導を行うことを要請しており、Amyはすでに聾教育教師による個別指導と言語療法士による治療を受け、平均以上の成績を上げ、進級に問題ないことから、適切な教育を享受しており、したがって手話通訳を付す根拠がないと裁定した。

8 Springdale School District No. 50 v. Grace²⁴⁾

Sherry (1970年生、 聾) は、Arkansas聾学校で3年間学んだ後、転居に伴いSpringdale小学校に転校した。IEPが作成され、有資格聾教育教師による教育を受けること、聾学校が適していることなどが指摘された。親が聾学校への措置に反対したので、普通学級に在籍しながら、1日2時間のリソース・ルーム教育を受けることになった。聴聞

および州聴聞審査会が統合教育を支持したので、 学区は1980年1月に常勤の手訳通訳者を配慮し、 2月に提訴した。

1980年7月に連邦地裁は、聾学校が最善であると認めたものの、Springdaleにおいても適切な教育が行われており、かつ統合教育が必要であるという理由で現行措置を継続すべきであると判示した。1981年8月連邦控訴裁は原判決を支持した。1982年7月連邦最高裁は裁量上訴(certiorari)を認め、二審判決を破棄し、Rowley最高裁判決を考慮するように差し戻した。同年11月連邦控訴裁はRowley判決に矛盾しないと判断し、原判決を再度支持した。

9 Tatro v. State of Texas²⁵⁾

Amber (3歳半) は二分脊椎による排尿障害のため、 $3\sim4$ 時間毎にCIC (clean intermittent catheterization.清浄間歇導尿法)を必要とした。1979年早期教育プログラムに参加することになり、理学療法、作業療法、言語療法は配慮されたが、CICは拒否された。

1979年12月連邦地裁はCICは生命を維持するのに不可欠であるが、特殊教育に関連するものとはいえないと判示した。1980年9月連邦控訴裁は、CICを与えなければ教育が受けられないことから、特殊教育を支持するサービスであり、CICの拒否は全障害児教育法およびリハビリテーション法第504条に反するとして原判決を破棄・差し戻した。1984年7月連邦最高裁は、CICを医学的サービス――全障害児教育法を適用しうるのは診断・評価に限られる――として除外するのではなく、特殊教育関連サービス、特に学校保健サービスとして公的に保障すべきであるとの裁定を下した。

10 Smith v. Cumberland School Committee²⁶⁾

病院の通学プログラムで適切な教育を受けていたThomas (8歳, 脳性マヒ, 情緒障害)は, 1976年11月に情緒障害児教育は他局 (Division of Mental Health, Retardation and Hospitals)の管轄に属するという理由で学費 (18,000ドル)を打ち切られた。1980年6月州 (Rhode Island)最高裁はThomasの教育は教育委員会の責務であると判示し,これを受けて連邦地裁は,教委が学費を保障すべきであるとする終局(permanent)差止命令を発した。

その後, 争点は弁護士費用に移行し, 連邦地裁

は公民権法とリハビリテーション法の弁護士費用 条項に依拠して32,109ドルを容認した。しかし, 1983年連邦控訴裁は,両法は本件の法的根拠とし ては認められないとして原判決を破棄した。連邦 最高裁は1983年10月に裁量上訴を是認し,1984年 7月に包括的・排他的な法である全障害児教育法 に基づいて提訴された訴訟において,他法を根拠 とする弁護士費用の請求は認められないとの裁定 を下した。

11 Students of California School for the Blind v. Honig²⁷⁾

盲学校が移転することになったが、新キャンパスが大断層近くに位置することから、地震の危険性を危惧し、活断層上に学校を建設することを禁じた州教育法に反するとして、盲学校生が1980年6月に提訴した。

1982年1月連邦地裁は、地質の追加調査を行うか学校閉鎖をすべきであるとの予備的(preliminary)差止命令を発した。1984年6月連邦控訴裁は、盲学校が他校に比べ安全性に欠けることがあればリハビリテーション法第504条に反する、かかる学校における教育は適切とはいえず州教育法および全障害児教育法に抵触する、調査費20万ドルは盲児・重複障害盲児の安全を比較考量すれば僅少であるという理由で原判決を支持した。この結果、調査が行われた。1985年4月連邦最高裁は、調査が完了し、差止の必要がなくなったと判断し、二審判決を破棄・差し戻した。

12 Town of Burlington v. Department of Education, Commonwealth of Massachusetts²⁸⁾

Panico(学習障害)は1979—80年度のIEPとして公立学校(Pine Glen School)への措置を勧告されたが、父親は拒否し、1979年9月に州が認可している私立学校(Carroll School)へ一方的に転校させ、学費・交通費を要請した。1980年1月聴聞は、Pine Glenは不適切であり、Carrollが最も制約の少ない適切なプロクラムであると裁定した。

連邦地裁は1980年11月にこの訴えを認める略式 判決を下し、1981年2月に8、837ドル97セントの還 付を命じた。同年6月連邦控訴裁が原判決を破 棄・差し戻すと、1983年3月連邦地裁は親が一方 的に私立学校へ措置する権利はないと判示した。 1984年5月連邦控訴裁は、たとえ一方的に転校し たとしても、最終的に適切であると判断されれば 学費は還付されるべきであるとの判決を下し, 1985年4月連邦最高裁はこの判決を支持した。

III 分 析

まず、判例を7項目に区分し、問題別に分析する。

1 国教条項

連邦憲法修正第1条は、国教を樹立し、あるいは信教の自由な行為を禁止する法律の制定を禁じている。また、36の州憲法が宗教組織の支配する学校への財政援助を禁止している。この問題をめぐって多くの判例が展開し、Pierce v. Society of Sisters²⁹⁾ (1925)で宗派学校における義務教育、Cochran v. Louisiana State Board of Education³⁰⁾ (1930)で教科書の無償配布、Everson v. Board of Education³¹⁾ (1947)で交通費の還付など、政府の介入の合憲性が是認され、公立学校との格差が縮まる方向で収斂している。

国教条項は障害児教育おいてもその保障を阻害する要因となっていたが、Cornelia v. Board of Education of Central School District No. 1³²⁾ (1971)で言語治療プログラム、Greve v. Board of Education of Union Free School District No. 27³³⁾ (1975)で言語治療のための巡回教師が認められ、遂に1977年連邦最高裁はWolman事件で障害児教育を含む治療・補償サービスを合憲と裁定した。Meekの如く逆行する動きもあり予断を許さないが、概して宗派学校の障害児はかかる桎梏から解放される趨勢にあるといってよいであろう。

2 ハビリテーション権

1960年Birnbaum, M.は, 収容されている精神 障害者が最大限の健康と自由を回復するために適 切な医学的治療を享受する権利を有するとして治 療権(right to treatment)を提唱した³⁴⁾。Regsdale v. Overholser³⁵⁾(1960),Darnell v. Cameron³⁶⁾(1965),Rouse v. Cameron³⁷⁾(1966)などで支持 された治療権は、遂にDonaldson v. O'Connor³⁸⁾(1974)で憲法上の権利であると宣明された。

1970年代この治療権を継受して、同様に収容されていた精神遅滞者は、適切な治療・教育・訓練を享受する権利、すなわちハビリテーション権を要請した。Wyatt v. Stickney³9, Burnham v. Department of Public Health⁴0, New York State Association for Retarded Children, Inc. v. Rockefeller⁴1), Welsch v. Likins⁴²)など、ハ

ビリテーション権を推進する訴訟が相次ぎ、その延長線上に3例(J.L., Institutionalized Juveniles, Halderman)が位置づけられる。収容手続き、実態における不当な侵害の糾弾は下級審で認められるにとどまり、必ずしも楽観できる状況とはいえないが、その後もハビリテーション権を支持する判例(New Jersey Association for Retarded Citizens, Inc. V. N.J. Department of Human Services⁴³⁾、Association for Retarded Citizens of North Dakota v. Olson⁴⁴⁾など)が集積しており、権利は確立する方向に推移しているといってよいであろう。

3 連邦司法権の制限

連邦憲法修正第11条は、「連邦の司法権は、他州の市民または外国の市民もしくは臣民によって、連邦の一州に対して提起または訴追された、普通法または衡平法上のいかなる訴訟にも及ぶものと解釈してはならない」と規定し、主権者の免責(sovereign immunity)の原理により、州の主権を保護している。さらに、Hans v. Louisiana⁴⁵(1890)で自己の州の市民からの提訴も許されないと裁定されるなど、連邦司法権の制限は拡張される形勢にあり、いわば窮余の一策としてHalderman II(1984)に継承された。

連邦の過度の干渉を排除し、州の自主性を尊重する必要は認められるが、修正第11条を盾に失政を隠蔽しようとする動きは、正当な州行為を実現しようとする障害児と親にとって警戒すべきであろう。

なお, Department Education, State of Hawaii v. Katherine D.⁴⁶⁾ (1983), Geis v. Board of Education of Parsippany-Troy Hills⁴⁷⁾ (1985)など, 修正第11条の適用を否認した判例が在することを付記する。

4 手話通訳

手話は聴覚障害者にとって重要なコミュニケーション手段であり、手話通訳の保障は聴覚障害者が生存する上で不可欠であるとの認識の下に、リハビリテーション法第504条施行規則は、中等教育以後の教育、雇用、保健・福祉などの社会サービスにおける手話通訳の保障を規定しており⁴⁸⁾、また手話通訳権(right to an interpreter)を確認する判例(Barnes v. Converse College⁴⁹⁾、Crawford v. University of North Carolina⁵⁰⁾、Camenisch v. University of Texas⁵¹⁾、Jones v.

Illinois Department of Rehabilitation Services⁵²⁾, Schornstein v. New Jersey Division of Vocational Rehabilitation Services⁵³⁾, United States v. Baylor Medical Center⁵⁴⁾) も 集積している。

かかる動向と障害児教育法に基づく統合教育の 推進を背景に、初等教育における手話通訳の要請 が顕在化している(Rowley、Woolcott v. State Board of Education⁵⁵⁾)。少数意見ではあるが、3 名の連邦最高裁判事が、教育の機会均等および適 切性の見地から、手話通訳の保障を命ずる下級審 に賛同しており、今後の進展が期待される。

5 排尿保障

医療の進歩により二分脊椎児の生存と知能障害の予防が可能となり,教育,特に統合教育への関心が高まっており,排尿障害問題が焦点となっている。

排尿処理介助の公的保障と統合教育の必要性が認められたHairston v. Drosick⁵⁶⁾(1976),訴権が否認され門前払いとなったSherer v. Waier⁵⁷⁾(1978),統合教育を促進し,自己導尿へと排尿の自立を助長し,生産的市民となるための第一歩に位置づけられるとしてCICの保障を容認したTo-karcik v. Forest Hills School District⁵⁸⁾(1981)を経て,遂に1984年連邦最高裁は,特殊教育関連サービスとして全障害児教育法により保障すべきであるとの英断を下した(Tatro)。

排尿障害ゆえに教育あるいは普通教育の機会を 剝奪され,訪問教育などの制約の多い教育環境を 余儀なくされている二分脊椎児にとって,この上 ない朗報である。

6 弁護士費用

訴訟が展開し、和解あるいは勝訴という形で障害児の主張が認められるに伴い、弁護士費用を要望するケースが増加した。全障害児教育法には弁護士費用についての規定がないことから、問題は粉糾した。

公民権弁護士報酬法(Civil Rights Attorney's Fees Awards Act of 1976⁵⁹⁾) およびリハビリテーション法第505条(§505 of the Rehabilitation Act of 1973⁶⁰⁾) に依拠して容認する例(前者としては Mattie T.V. Holladay⁶¹⁾, Espino v. Besteiro⁶²⁾ など,後者としてはCampbell v. Talladega County Board of Education⁶³⁾, Davis v. Distrct of Columbia Board of Education⁶⁴⁾など)と否認

例 (Rollison v. Riggs⁶⁵⁾, Byrnes v. Riles⁶⁶⁾など) が対峙した。1984年連邦最高裁は否認することでこの問題を結着した (Smith)。

このため経済的理由で訴訟の道が閉ざされ,障害児教育権が形骸化することが危惧されたが,1986年に弁護士費用請求権を規定した障害児保護法(Handicapped Children Protection Act of 1986, P.L. 99-372)が制定され,法の不備は補完された。すでに司法による洗礼を受けており(J.G. v. Board Education of Rochester City School Distrct⁶⁷⁾で20万ドル余の弁護士費用を保障),今後,障害児教育訴訟の進展と権利の確立に同法が寄与することは必至である。

7 親の学校選択権

全障害児教育法は,学校当局と親の見解が相違 した場合の行政・司法手続き,その間の現行措置 の継続を規定している(一方的措置禁止条項)。

しかし、万一当該教育措置が真に適切でない場合は、係争中、不適切な教育を甘受しなければならないのであろうか。Stemple v. Board of Education of Prince George's County⁶⁸⁾ (1980)で親が一方的に私立学校へ措置した場合は学費は還付されないと判示されて以来、これを踏襲する判例と、学費還付すなわち親の学校選択権を認める判例が拮抗し、最終的な判断が待たれた。

遂に1985年Burlington事件で連邦最高裁は、一方的措置禁止条項は司法手続きの結果に基づく親の学費還付の権利(parental right to tuition reimbursement)を制約するものではない、適切な措置であると裁定されれば、学費は還付されるべきであるとの画期的な判決を下した。無償・適切な公教育を堅持したという点で高く評価できよう。

最後に全体的な傾向について触れておこう。障害児の主張が肯定されたのはWolman, Tatro, Burlington の 3 例, 否 定 さ れ た の は Meek, Kruse, J.L., Institutionalized Juveniles, Halderman, Rowley, Grace, Smithの 8 例であった。すなわち,連邦最高裁の障害児教育に関する判断は、全か無(all or none)ということではなく,ケース・バイ・ケースといえる。総じて、障害児の主張が十分に認められたとはいえないものの、信頼と希望を保持しうる様相であるといってよいだろう。ちなみに、参考資料についても若干言及したい。上訴が否認されたということは、それ自体連邦最高裁の見解を含むものではないが、原判

決が確定することにより、黙示的に肯定する効果が生ずる。障害児の主張が黙認されたのは、Levy、Armstrong、S-1、Helms、Tokarcik、Miener、Roncker、Quackenbushの8例、黙否されたのはFlemming、Lora、Concerned Parents、Stemple、Austinの5例ということになろう。

IV 結語

100年にも及ぶ障害児教育訴訟史の中で,連邦最高裁が上訴を認め裁定を下すようになったのは10年余に過ぎない。緒に就いたばかりとはいえ,宗派学校における障害児教育に対する財政援助を合憲としたWolman (1977), CICの公的保障を宣言したTatro (1984),そして親の学校選択権を認容したBurlington (1985)というように良心的な判例が集積していることは,正義の実現を志向する司法の最高機関として健全に機能していることを明示している。

本格的な闘争の時代を迎え,連邦最高裁がます ます重要な役割を担うことが予期しうるが、障害 児の無償・適切な公教育を享受する権利を堅持し、 擁護するか否かによって、その真価が問われるこ とになろう。

註

- 1) 29 U.S.C. §794.
- 2) 20 U.S.C. §1401 et seq.
- 3) 山田欣徳 (1981):米国の障害児教育判例――就学権の確立――。発達障害研究, 3(1), 68-72.
- 4) 山田欣徳 (1980):米国の障害児教育判例(1)――治療権の成立と展開――。特殊教育学研究,17(3),32-40。
- 5) 山田欣徳 (1982):措置判定に関する訴訟の系 譜。発達障害研究, 4(2), 64-68。
- 6)山田欣徳(1980):米国の障害児教育判例(2) ――学費還付制度と無償教育――。特殊教育 学研究,17(4),34―43。
- 7) 山田欣徳,草薙進郎(1986):アメリカ聴覚障害教育判例.心身障害学研究,10(2), 143-151.
- 8) 山田欣徳,草薙進郎(1987):アメリカ言語障害教育判例。心身障害学研究,11(2),53-61。
- 9) 山田欣徳 (1988):アメリカの統合教育問題。福祉労働, 39, 133-140.
- 10) 山田欣徳(1989): 米国寄宿措置判例の展開。 発達障害研究, 10(4), 66-70。

- 11) 山田欣徳(1988): 米国の障害児教育措置判例 ——親の学校選択権——. 発達障害研究, 9 (4), 70-75.
- 12) 山田欣徳 (1987): 通年プログラム判例の動 向. 福祉労働, 37, 124-129.
- 13) 山田欣徳 (1987):二分脊椎児の教育保障 ——アメリカ判例の分析——。総合リハビリ テーション, 15(8), 623—627.
- 14) 山田欣徳 (1986): アメリカの障害児教育 ——今日的課題——. 月刊福祉, 69(15), 92-97.
- 15) 157 Mass. 561, 32 N.E. 864 (1893).
- 16) 374 F. Supp. 639 (E.D. Pa. 1974); 419 U. S. 822, 95 S. Ct. 38, 42 L. Ed. 2d 45 (1974); 419 U.S. 1087, 95 S. Ct. 676, 42 L. Ed. 2d 679 (1974); 419 U.S. 1103, 95 S. Ct. 771, 42 L. Ed. 2d 798 (1975); 421 U.S. 349, 95 S. Ct. 1753, 44 L. Ed. 2d 217 (1975); 422 U.S. 1049, 95 S. Ct. 2668, 45 L. Ed. 2d 702 (1975).
- 17) 342 F. Supp. 399 (S.D. Ohio 1972); 406 U. S. 912, 92 S. Ct. 1761, 32 L. Ed. 2d 112 (1972); 409 U.S. 808, 93 S. Ct. 61, 34 L. Ed. 2d 69 (1972); 335 F. Supp. 744 (1972); 410 U.S. 952, 93 S. Ct. 1422, 35 L. Ed. 2d 685 (1973); 413 U.S. 901, 93 S. Ct. 3062, 37 L. Ed. 2d 1021 (1973); 413 U.S. 923, 93 S. Ct. 3044, 37 L. Ed. 2d 1045 (1973); 417 F. Supp. 1113 (1976); 433 U.S. 229, 97 S. Ct. 2593, 53 L. Ed. 2d 714 (1977).
- 18) 431 F. Supp. 180 (E.D. Va. 1977); 434 U. S. 808, 98 S. Ct. 38, 54 L. Ed. 2d 65 (1977).
- 19) 412 F. Supp. 112 (M.D. Ga. 1976); 412 F. Supp. 141 (1976); 427 U.S. 903, 96 S. Ct. 3188, 49 L. Ed. 2d 1197 (1976); 431 U.S. 936, 97 S. Ct. 2647, 53 L. Ed. 2d 253 (1977); 442 U.S. 584, 99 S. Ct. 2493, 61 L. Ed. 2d 101 (1979).
- 20) 78 F.R.D. 413 (E.D. Pa. 1978); 437 U.S. 902, 98 S. Ct. 3087, 57 L. Ed. 2d 1132 (1978); 459 F. Supp. 30 (1978); 442 U.S. 640, 99 S. Ct. 2523, 61 L. Ed. 2d 142 (1979); 87 F.R.D. 463 (1980).
- 21) 446 F. Supp. 1295 (E.D. Pa. 1977); 451 F. Supp. 233 (1978); 452 F. Supp. 867 (1978); 612 F. 2d 84 (3rd Cir. 1979); 612 F. 2d 131 (1979); 451 U.S. 1, 101 S. Ct. 1531, 67 L. Ed. 2d 694 (1981); 454 U.S. 808, 102 S. Ct. 82, 70 L. Ed. 2d 78 (1981); 673 F. 2d 647

- (1982); 457 U.S. 1131, 102 S. Ct. 2956, 73 L. Ed. 2d 1348 (1982); 465 U.S. 89, 104 S. Ct. 900, 79 L. Ed. 2d 67 (1984).
- 22) 42 U.S.C. §6001 et seq.
- 23) 483 F. Supp. 528 (S.D.N.Y. 1980); 483 F. Supp. 536 (1980); 632 F. 2d 945 (2nd Cir. 1980); 454 U.S. 961, 102 S. Ct. 500, 70 L. Ed. 2d 376 (1981); 458 U.S. 176, 102 S.Ct. 3034, 73 L. Ed. 2d 690 (1982).
- 24) 494 F. Supp. 266 (W.D. Ark. 1980); 656 F. 2d 300 (8th Cir. 1981); 458 U.S. 1118, 102 S. Ct. 3504, 73 L. Ed. 2d 1380 (1982); 693 F. 2d 41 (1982).
- 25) 481 F. Supp. 1224 (N.D. Tex. 1979); 625 F. 2d 557 (5th Cir. 1980); 516 F. Supp. 968 (1981); 703 F. 2d 823 (1983); 710 F. 2d 837 (1983); 464 U.S. 1007, 104 S. Ct. 523, 78 L. Ed. 2d 707 (1983); 468 U.S. 883, 104 S. Ct. 3371, 82 L. Ed 2d 664 (1984).
- 26) 415 A. 2d 168 (1980); 703 F. 2d 4 (1st Cir. 1983); 464 U.S. 932, 104 S. Ct. 334, 78 L. Ed. 2d 304 (1984); 468 U.S. 992, 104 S. Ct. 3457, 82 L. Ed 2d 746 (1984).
- 27) 736 F. 2d 538 (9th Cir. 1984); 105 S. Ct. 1820 (1985).
- 28) 655 F. 2d 428 (1st Cir. 1981); 561 F. Supp. 121 (D. Mass. 1983); 736 F. 2d 773 (1984); 105 S. Ct. 562 (1984); 105 S. Ct. 1996 (1985).
- 29) 268 U.S. 510, 45 S. Ct. 571.
- 30) 281 U.S. 370, 50 S. Ct. 335.
- 31) 330 U.S. 1, 67 S. Ct. 504.
- 32) 36 A. D. 2d 1084, 317 N.Y.S. 2d 785 (1971); 29 N.Y. 2d 586, 324 N.Y.S. 2d 314 (1971).
- 33) 72 Misc. 2d 791, 339 N.Y.S. 2d 697 (1973); 43 A. D. 2d 851, 351 N.Y.S. 2d 715 (1974); 36 N.Y. 2d 673, 365 N.Y.S. 2d 852 (1975).
- 34) The Right to Treatment. American Bar Association Journal, 46, 499-505.
- 35) 281 F. 2d 943 (D.C. Cir. 1960).
- 36) 348 F. 2d 64 (D.C. Cir. 1965).
- 37) 373 F. 2d 451 (D.C. Cir. 1966); 387 F. 2d 241 (1967).
- 38) 493 F. 2d 507 (5th Cir. 1974); 419 U.S. 894, 95 S. Ct. 171, 42 L. Ed. 2d 138 (1974); 422 U.S. 563, 95 S. Ct. 2486, 45 L. Ed. 2 d 369 (1975); 519 F. 2d 59 (1975).
- 39) 325 F. Supp. 781 (M.D. Ala. 1971); 334 F. Supp. 1341 (1971); 344 F. Supp. 373

- (1972); 344 F. Supp. 387 (1972); 368 F. Supp. 1382 (1973); 368 F. Supp. 1383 (1973); 503 F. 2d 1305 (5th Cir. 1974).
- 40) 349 F. Supp. 1335 (N.D. Ga. 1972); 503 F.
 2d 1319 (5th Cir. 1974); 422 U.S. 1057, 95
 S. Ct. 2680, 45 L. Ed. 2d 709 (1975).
- 41) 357 F. Supp. 752 (E.D.N.Y. 1973); 393 F. Supp. 715 (1975); 409 F. Supp. 606 (1976);
 438 F. Supp. 440 (1977); 466 F. Supp. 487 (1978); 456 F. Supp. 85 (1978); 466 F. Supp. 479 (1978); 596 F. 2d 27 (2nd Cir. 1979); 444 U.S. 836, 100 S. Ct. 70, 62 L. Ed. 2d 46 (1979); 612 F. 2d 644 (1979).
- 42) 373 F. Supp. 487 (D. Minn. 1974); 68 F.R.
 D. 589 (1975); 525 F. 2d 987 (8th Cir. 1975); 550 F. 2d 1122 (1977).
- 43) 87 N.J. 412, 434 A. 2d 1087 (1981); 85 N. J. 234, 445 A. 2d 704 (1982).
- 561 F. supp. 470 (D.N.D. 1981): 561 F.
 Supp. 473 (1982); 561 F. Supp. 495 (1982);
 713 F. 2d 1384 (8th Cir. 1983).
- 45) 134 U.S. 1, 10 S. Ct. 504, 33 L. Ed. 842.
- 46) 531 F. Supp. 517 (D. Hawaii 1982); 727 F.2d 809 (9th Cir. 1983).
- 47) 589 F. Supp. 269 (D.N.J. 1984); 774 F. 2 d 575 (3rd Cir. 1985).
- 48) 45 C.F.R. §84. 12(b)(2), §84, 44(d)(2), and § 84, 52(d)(3).
- 49) 436 F. Supp. 635 (D.S.C. 1977).
- 50) 440 F. Supp. 1047 (M.D.N.C. 1977).
- 51) 616 F. 2d 127 (5th Cir. 1980); 618 F. 2d 1389 (1980); 449 U.S. 950, 101 S. Ct. 352, 66 L. Ed. 2d 797 (1981); 451 U.S. 390, 101 S. Ct. 1830, 68 L. Ed. 2d 175 (1981).
- 52) 504 F. Supp. 1244 (N.D. Ill. 1981).
- 53) 519 F. Supp. 773 (D.N.J. 1981).
- 54) 564 F. Supp. 1495 (N.D. Tex. 1983); 711 F. 2d 38 (5th Cir. 1983).
- 55) 134 Mich. App. 555, 351 N.W. 2d 601 (1984).
- 56) 423 F. Supp. 180 (S.D.W. Va. 1976).
- 57) 457 F. Supp. 1039 (W.D. Mo. 1978).
- 58) 参考資料の9.
- 59) 20 U.S.C. §1988.
- 60) 29 U.S.C. §794a(b).
- 61) 522 F. Supp. 72 (N.D. Miss. 1981).
- 62) 520 F. Supp. 905 (S.D. Tex. 1981); 708 F. 2d 1002 (5th Cir. 1983).
- 63) 518 F. Supp. 47 (N.D. Ala. 1981).
- 64) 522 F. Supp. 1102 (D.D.C. 1981); 530 F.

- Supp. 1209 (1982); 530 F. Supp. 1215 (1982).
- 65) 567 F. Supp. 964 (D. Dela. 1983).
- 66) 157 Cal. App. 3d 1170, 204 Cal. Rptr. 100 (1984)
- 67) 648 F. Supp. 1452 (W.D.N.Y. 1986).
- 68) 参考資料の5.

〈参考資料〉 上訴否認判例一覧

Flemming v. Adams, 400 P. 2d 932 (1965);
 253 F. Supp. 549 (D. Colo. 1966); 377 F. 2
 d 975 (10th Cir. 1967); 389 U.S. 898, 88 S.
 Ct. 219 (1967).

中学生Barbara(15歳)は脊椎矯正指圧療法士 (chiropractor)の診断に基づいて特殊教育を要 請したが、州教委は医師の診断が必要であるとし て、この申請を却下した。1965年4月州最高裁は 脊椎矯正指圧療法士の診断で足りると判示したが、 1966年5月連邦地裁は医師の診断が不可欠である としてこの訴えを棄却し、1967年5月連邦控訴裁 は地裁判決を支持した。同年10月裁量上訴否認。

levy v. City of New York, 38 N.Y. 2d 653, 382 N.Y.S. 2d 13, 345 N.E. 2d 556 (1976); 429 U.S. 805, 97 S. Ct. 39, 50 L. Ed. 2d 66 (1976); 429 U.S. 966, 97 S. Ct. 397, 50 L. Ed. 2d 335 (1976).

重複障害児1名,精神障害児2名が私立寄宿学校の学費,交通費,維持費を要請した。州家裁は学費,交通費を容認したが,維持費については親の負担能力を考慮して2例で棄却,1例で3分の2を容認した。1976年2月州最高裁は原判決を支持した。同年10月権利上訴(appeal)否認,11月再審理否認。

 Lora v. Board of Education of City of New York, 538 F. 2d 311 (2nd Cir. 1976); 429 U.S. 980, 97 S. Ct. 492, 50 L. Ed. 2d 589 (1976); 74 F.R.D. 565 (E.D.N.Y. 1977); 456 F. Supp. 1211 (1978); 623 F. 2d 248 (1980); 587 F. Supp. 1572 (1984).

判定,評価,措置における人種差別により,通 学制情緒障害学校の黒人,ラテン系アメリカ人児 童の割合が高くなっているとして,1975年5月に 提訴。連邦地裁は1976年1月に集合代表訴訟 (class action)の申立,3月に予備的差止命令の 申立を否認した。連邦控訴裁は同年5月に原判決 を支持し,7月に再審理を否認した。11月裁量上 訴否認。

 Concerned Parents v. New York City Board of Education, 629 F. 2d 751 (2nd Cir. 1980); 449 U.S. 1078, 101 S. Ct. 858, 66 L. Ed. 2d 801 (1981).

学校閉鎖に伴い転校を余儀なくされた特殊学級 児童185名が,事前の告知・聴聞を要請した。連邦 地裁は全障害児教育法上の措置変更と認定し,手 続き上の保護違反であるとして予備的差止命令を 発した。1980年7月連邦控訴裁は措置変更に該当 しないとして原判決を破棄し,差止命令を解除し た。1981年1月裁量上訴否認。

5. Stemple v. Board of Education of Prince George's County, 464 F. Supp. 258 (D. Md. 1979); 623 F. 2d 893 (4th Cir. 1980); 450 U.S. 911, 101 S. Ct. 1348, 67 L. Ed. 2 d 334 (1981).

Elaine (運動・聴覚・情緒障害) は郡の統合教育プログラムが不適切であるとして私立特殊学校に通い,学費を要請したが,拒否された。聴聞は郡を支持し,州聴聞診査会もこの裁定を支持した。1980年5月連邦控訴裁は,親が一方的に私立学校へ措置した場合は学費の還付は受けられないと判示し,この訴えを棄却した原判決を支持し,8月に再審理を否認した。1981年2月裁量上訴否認。

Armstrong v. Kline, 476 F. Supp. 583 (E. D. Pa. 1979); 629 F. 2d 269 (3rd Cir. 1980);
 449 U.S. 1109, 101 S. Ct. 916, 66 L. Ed. 2 d 837 (1981); 452 U.S. 968, 101 S. Ct. 3123, 69 L. Ed. 2d 981 (1981).

重度・最重度障害児5名が,退行を防止するために180日を超える教育を要請した。1979年6月連邦地裁は,年間教育日数を180日に制限するのは適切な教育とはいえず全障害児教育法に反すると判示した。1980年7月連邦控訴裁は原判決を支持した。1981年6月裁量上訴否認。

7 . S-1 v. Turlington, 635 F. 2d 342 (5th Cir. 1981); 454 U.S. 1030, 102 S. Ct. 566, 70 L. Ed. 2d 473 (1981).

非行により高校を退学させられた軽度精神遅滞 児が、適正な手続き、適切な教育を要請した。1981 年1月連邦控訴裁は、2年間教育を受けられず補 償し難い損害を与えたとして予備的差止命令を発 した原判決を支持し、退学は教育措置の変更とし て扱い、手続き上の保護を保障すべきであると判 示した。同年11月裁量上訴否認。

8. Helms v. McDaniel, 657 F. 2d 800 (5th Cir. 1981); 664 F. 2d 291 (1981); 455 U.S. 946, 102 S. Ct. 1443, 71 L. Ed. 2d 658 (1982).

Georgia州の聴聞手続きが、全障害児教育法およびリハビリテーション法第504条に抵触するか否かが問われた。1981年10月連邦控訴裁は、地方手続きに関しては合法であるが、州教委が最終決

定権を有する州手続きについては違法であると判示し、11月に再審理を否認した。1982年2月裁量上訴否認。

Tokarcik v. Forest Hills School District,
 665 F. 2d 443 (3rd Cir. 1981); 458 U.S.
 1121, 102 S. Ct. 3508, 73 L. Ed. 2d 1383 (1982).

小学 4 年生で 4 時間毎に導尿を必要とする Amber (二分脊椎)は、1日1回のCICサービスを 要請した。聴聞は法的責任はないと裁定し、州教 育長もこれを支持した。1981年 9 月連邦控訴裁は、 CICは全障害児教育法の特殊教育関連サービスに 該当すると認定し、保障を命ずる判決を下した。 1982年 7 月裁量上訴否認。

Miener v. State of Missouri, 498 F. Supp.
 944 (E.D. Mo. 1980); 498 F. Supp.
 949 (1980); 673 F. 2d 969 (8th Cir, 1982); 459
 U.S. 909, 103 S. Ct. 215, 74 L. Ed. 2d 171 (1982); 580 F. Supp.
 562 (1984); 607 F. Supp.
 1425 (1985).

Terri (17歳, 重度運動・情緒障害) は州立施設 に収容されていたが, 虐待を受けたことから, 適切な治療・教育・ケアを要請し, 損害賠償を請求した。1980年1月連邦地裁は損害賠償請求を棄却した。同年4月和解により他施設への措置変更が行われた。1982年2月連邦控訴裁は,リハビリテーション法第504条に基づく損害賠償の可能性を示唆し, 5月に再審理を否認した。1982年10月裁量上訴否認。

Rose v. State of Nebraska, 491 F. Supp. 1074 (D. Neb. 1980); 645 F. 2d 592 (8th Cir. 1981); 530 F. Supp. 295 (1981); 687 F. 2d 1164 (1982); 460 U.S. 1012, 103 S. Ct. 1252, 75 L. Ed. 2d 481 (1983); 575 F. Supp. 132 (1983); 748 F. 2d 1258 (1984); 106 S. Ct. 61 (1985).

中学生Marla (聾) は統合教育を受けていたが、 聾学校への措置変更を勧告された。聴聞、州教育 長は措置変更を支持した。Marlaは州教育長の裁 定を規定している州法が全障害児教育法に反する と主張し、再聴聞を要請した。1981年10月連邦地 裁は、州法が1980年7月に改正され、州教育長の 決定権を削除したことにより、事実上の問題はな くなったとして棄却した。1982年8月連邦控訴裁 は原判決を支持した。1983年2月裁量上訴否認。

 Roncker v. Walter, 700 F. 2d 1058 (6th Cir. 1983); 464 U.S. 864, 104 S. Ct. 196, 78 L. Ed. 2d 171 (1983).

統合教育を希望するNeill(9歳,訓練可能精神 遅滞)は、学区により郡の特殊学校への措置を勧 告されたので、拒否した。聴聞、州教委は統合教育を支持した。1980年1月に提訴。1983年2月連邦控訴裁は、最大限適切な統合教育を保障すべきであると判示した。1983年10月裁量上訴否認。

Quackenbush v. Johnson City School District, 716 F. 2d 141 (2nd Cir. 1983); 465 U.
 S. 1071, 104 S. Ct. 1426, 79 L. Ed. 2d 750 (1984).

Jason (学習障害) は1978年に普通幼稚園へ入園したが、障害に対する配慮のないまま 2 年間が経過した。適切な診断・評価を怠り、必要な特殊教育を受けられなかったので、知的能力や情緒の発達、および人格の形成を阻害されたと主張した。

1983年 8 月連邦控訴裁は、この訴えを棄却する申立を否認し、損害賠償による救済を示唆した原判決を支持した。1984年 2 月裁量上訴否認。

Austin v. Brown Local School District, 746
 F. 2d 1161 (6th Cir. 1984); 105 S. Ct. 2114 (1985).

Amy (13歳, 重複障害) は1979年に重複障害教育プログラムに措置されたが,退行が顕著となった。聴聞,州教委により適切であると裁定されたので,1981年12月に提訴。連邦地裁は連邦法に反した事実は認められないとしてこの訴えを棄却した。1984年10月連邦控訴裁は原判決を支持した。1985年4月裁量上訴否認。

Summary

U.S. Educational Problems of Handicapped Children ——Analysis of Federal Supreme Court Cases——

Yoshinori Yamada Shinro Kusanagi

Handicapped children and their parents in U.S.A. have fought in court to establish "right to a free appropriate public education." Of 444 court cases callected, 12 are Federal Supreme Court cases.

In this article the authors introduced profiles of the following Federal Supreme Court cases relating to education for handicapped children:

- 1. Meek v. Pittenger
- 2. Wolman v. Essex
- 3. Kruse v. Campbell
- 4. J.L. v. Parham
- 5. Institutionalized Juveniles v. Secretary of Public Welfare
- 6. Halderman v. Pennhurst State School and Hospital
- 7. Rowley v. Board of Education of Hendrick Hudson Central School District
- 8 . Springdale School District No. 50 v. Grace
- 9. Tatro v. State of Texas
- 10. Smith v. Cumberland School Committee
- 11. Students of California School for the Blind v. Honig
- 12. Town of Burlington v. Department of Education, Commonwealth of Massachusetts Then authors analyzed and discussed those cases on the following problems:
- (1) Establishment Clause
- (2) Right to Habilitation
- (3) Restriction to Federal Jurisdiction
- (4) Sign-Language Interpretation
- (5) Urinary Cathetarization
- (6) Attorney's Fee
- (7) Parental Right to Choice of Schools

Key Word: U.S.A. education for handicapped children Federal Supreme Court court